



「DO!」：男女共同参画社会実現のために、職員一人ひとりが考え、そこから一歩進んで「実行する」ことを願って名付けました。

女性に対する暴力をなくす週間

毎年、11月12日から「女性に対する暴力撤廃国際日」である25日までの2週間は『女性に対する暴力をなくす運動週間』とされています。

☆殴る、蹴る、だけが暴力ではない☆

暴力という言葉を知ると、殴る、蹴るといった身体に対する乱暴な行為が思い浮かぶと思いますが、相手を傷つける行為はみな、暴力といえるのです。

例えば、「そんなことも知らないのか。世間知らずだな」「キミは本当にダメな人間だ」などと、思いやりのない言葉でののしられ続けると、感覚が麻痺してしまいます。徐々に元気が失われ、心の健康を害してしまうこともあります。こうした“目に見えないこと”も、暴力のひとつなのです。

☆相手を思いやろう☆



女は教育など受けることはない…女は家庭を、男性を支えていればいい…世界の国の中には、こうした考えの根深い地域があることが、ニュース等で連日報道されています。日本でも戦前は、『家長制度』によって女性が軽んじられていた時代がありました。

現在は、子どものうちから「男だから、女だから」という性別による役割にとらわれない考え方を学んでいるため、若い人たちはオジサン・オバサン世代に比べて“男女が共同して支え合うこと”を自然に出来ているように見受けられます。ただ、男女共同参画イコール“女性だけが権利を主張する機会”、ではありません。女性も男性も、相手を思いやり、相手の立場に自分を置き換えて、自分がされていやなことはしない…当たり前のことのようにみえて、難しいことでもありますが、運動週間だけに限らず、日々心がけていきたいものです。

☆ひとりで抱えこまないで…☆



もしもあなたが、親しい人から「これは暴力かもしれない…」と感じるような行為を受けたときには、必ず誰かに話をしてみてください。市役所にも、相談窓口があります。

【八潮市DV相談支援室（市役所開庁時間内） 専用電話 048-996-3955】

専門の女性相談員による相談は、月曜日と金曜日の10時から16時までです

国のホームページには、漫画家の西原理恵子さんによる描きおろし漫画や、世界中で活躍されているヴァイオリニストの五嶋みどりさんへのインタビュー記事など掲載されていますので、是非ご覧ください。

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/about_26.html